# 平成 29 年度税制改正 (租税特別措置) 要望事項 (新設·<u>拡充</u>・延長)

(国土交通省)

制度	名	船舶に係る特別償却制度の拡充及び延長
税	目	所得税・法人税
	(外航) 外航 外航 (内航 高度)	日本船舶・・・・・・・18/100 日本船舶以外の船舶・・・・16/100
		の内容】 列措置の適用期限を2年間延長する。
要		要件について、内航環境低負荷船のうち、「航海支援システム※」を搭
望	※航海 路や最	ものについては「18/100」とする。 支援システム:気象・海象情報を踏まえた省燃費運航を達成する最適航 適速度等の提示等により、船舶の省CO2化を実現するための環境低負 する設備である。
Ø	【関係	条文】
内	同施? 海上; 船舶;	寺別措置法第 11 条、第 43 条、第 66 条の 6、第 68 条の 16 行令第 5 条の 8、第 28 条、第 39 条の 14、第 39 条の 15、第 39 条の 49 運送法第 2 条 去第 1 条、第 20 条
容	海洋	のトン数の測度に関する法律第4条 5染等及び海上災害の防止に関する法律第19条の3 施行令第11条の7
		平年度の減収見込額 ▲ 71 百万円 (制度自体の減収額) (▲ 2,700 百万円)
		(制度自体の減収額) (▲ 2,700 百万円) (改正増減収額) ( — 百万円)

### (1) 政策目的

新

設

## (外航)

国際海上貿易量の長期的かつ安定的な増大が見込まれる中、国際社会からも日本商船隊(我が国の外航海運事業者が運行する船舶群)の CO2 排出削減が求められていることから、エネルギー効率が高く環境に優しい先進的な船舶の建造投資を促進し、要請に応えた日本商船隊の整備を図ることを目的とする。

### (内航)

我が国の国民生活及び経済活動を支える基幹的輸送インフラである内航海運においては、CO2 排出削減等の環境負荷の低減が求められているため、エネルギー効率が高く、環境性能の高い先進的な船舶の建造や船隊の拡充のための投資を促進することで、安定的な輸送サービスの確保を図りつつ、環境負荷の低減を実現することを目的とする。

## (2) 施策の必要性

# (外航)

四面環海の我が国では、貿易量の 99.6%を海上輸送が占めている。また、外航海運による輸送ネットワークは、我が国製造業の活動のグローバル化の担い手となっている。このように、外航海運は、日本の輸出入や我が国産業界の国際活動を支える基礎インフラである。

このことから、本特例措置は、船舶を取得した際に投下した資金を早期に回収し、新たな船舶投資につなげるものであり、特に、近年、外航船舶からの二酸化炭素排出量を削減するためのマルポール条約(海洋汚染防止条約)附属書VIの改正(平成23年7月)を受け、新造船に対する二酸化炭素排出指標(EEDI(1トンの貨物を1マイル運ぶのに排出する二酸化炭素をインデックス化し、燃費性能を差別化するもの))の導入及び基準適合の義務付け等の措置を講じた「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」の改正により、平成25年1月1日以降に契約した新造船に二酸化炭素排出量に係る基準への適合が義務付けられ、さらに、基準は段階的に強化されることとなる等、国際海運における地球温暖化防止等環境対策の強化が世界的に求められている。

このため、本特例措置の維持によって、エネルギー効率が高く環境に優しい 先進的な船舶の建造を推進することは、日本商船隊に対して船舶を適時適切に 供給できる体制を整備するためには必要不可欠である。

また、本特例措置により環境性能の高い先進的な船舶への投資が促進されることから、造船業及び舶用工業への生産波及効果が期待できる。

#### (内航)

内航海運は、国内貨物輸送全体の約4割、石油製品、セメント、鉄鋼等の貨物面では我が国の産業基礎物資輸送の約6~8割を担う我が国の国民生活や経済活動を支える基幹的輸送インフラとなっている。また、旅客面では離島航路をはじめとする国内旅客輸送にとって不可欠な公共交通機関であり、地域社会におけるライフラインとしても極めて重要な役割を果たしている。

一方で、内航海運分野については、国際的に地球温暖化対策を定めた「パリ協定」を踏まえた「地球温暖化対策計画」(平成 28 年 5 月 13 日閣議決定)において、船舶分野の省エネ化が求められており、平成 42 年度までに省エネに資する船舶を 1,190 隻普及する(157 万トンCO2の削減)ことが目標とされている。また、「交通政策基本計画」(平成 27 年 2 月 13 日閣議決定)においても「基本方針 C. 持続可能で安心・安全な交通に向けた基盤づくりとして「目標④さらなる低炭素化、省エネ化等の環境対策を進める」こととされているところである。このような環境負荷の低減の必要性に対応するため、エネルギー

21-2

		この特別の では できるの できるの できるの できる できる できる 選派 をがいる できる 選派 をがいる できる 選派 をがいる できる できる できる できる できる できる できる できる できる でき	境に優しい先進的な船舶の導入を進める必要がある。 は、船舶を取得した際に投下した資金を早期に回収することがで 置を延長し、エネルギー効率が高く環境に優しい先進的な船舶の 投資を促進する必要がある。 地球温暖化対策計画」の目標達成のためには、環境負荷低減に資 を搭載するハード面での性能向上のみならず、運航時の航路や速 り、エネルギー使用量の少ない運航を行うことで、一段の環境負 可能な「航海支援システム」を搭載している船舶の整備を促進す であり、「航海支援システム」搭載船舶を新たに高度環境低負荷 る必要がある。
今回の要望に	合	政策体系に対策目的の位置付け	(外航) 政策目標:6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化施策目標:19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する業績指標:70 世界の海上輸送量に占める日本の外航海運事業者による輸送量の割合  (内航) 政策目標:6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 施策目標:19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する
関連する事項	理 性	政策の達成目標	(外航) ・CO2削減:平成32年度までに日本商船隊からのCO2排出量を平成16年度比で21%削減する(排出原単位ベース。設備以外の運航効率化も含む。)。 ・NO×削減:新造船について平成23年からの国際海事機関(IMO)二次規制削減率(一次規制値比20%削減)を上回る22%削減する。 ・我が国の外航海運の発展を図るため、国際競争力の強化を図り安定的な国際海上輸送を確保することとし、平成22年度時点における過去5年間の日本商船隊の輸送比率の平均である約10%を元に、引き続きその輸送比率を維持する。  (内航) ・CO2削減:平成42年度までに省エネに資する船舶1,190隻の普及を図る(157万トンCO2の削減)。 ・NO×削減:新造船について平成23年からの国際海事機関(IMO)二次規制削減率(一次規制値比20%削減)を上回る22%の削減を行う。
		租税特別 措置の適 用又は延 長期間	2年間(平成29年度~平成30年度)

	同上の期 間中の達 成目標	(外航) ・国際海運のCO2、NO×の削減に向CO2:平成30年度までに日本商船平成16年度比で17%削減すNO×:新造船について22%の削減を・我が国の外航海運の発展を図るため、る過去5年間の日本商船隊の輸送比率を維持すで、引き続きその輸送比率を維持すの方に、引き続きの輸送比率を維持するの名に資する船舶をででで2:年間70隻程度(約9万の省エネに資する船舶をでいて22%の削して22年度比)	隊からの CO る。 行う (平成 平成平均 下る。 低負力 CO2 の 手及する	2 排出量を 22 年度比) 度時点におけ ある約 10%を の普及促進
	政策目標の 達 成 状 況	(外航) CO2排出削減量 ・平成27年度:日本商船隊からの002排出度比) ・新造船によるNO×削減(平成22年度比平成27年度:22%以上の削減を達成・平成27年度:22%以上の削減を達成・平成27年度においては、日本商船隊る約10%を達成 (内航)環境低負荷船等の普及状況・平成26,27年度に導入された環境低負荷・内航環境低負荷船の代替取得等による平成27年度:新造船について22%削減	たが なの輸送比率 が 部等の隻数 るNO×排出	Eの目標値であ : 106 隻 削減
有効性	要 望 の 番 置 のの み	(外航) 【適用隻数(見込み)】 年度 租税特別措置法第43条適用船舶 (外航日本船舶) 租税特別措置法第66条の6適用船舶 (外航日本船舶以外の船舶) ※事業者団体調査及び海事局調査に基 (内航) 年度 〈内航環境低負荷船・高度内航環境低負荷船〉 沿海運輸業の用に供される船舶 ※過去3年間の新造船隻数、税制特例 種施策の効果も勘案し推計。	29 2 34 きづき推計 (単 29 17	全位:隻数) 30 2 34 34 4位:隻数) 30 19 沢等を基に各

		1	
			(外航) 本特例措置は、船舶を取得した際に投下した資金を早期に回収し、エネルギー効率が高く環境に優しい先進的な船舶の建造や船隊の拡大のための投資を促進するものであり、政策目的を達成するための手段として有効である。 また、本特例措置は、課税の繰り延べであり、減税額相当分を補助金として交付するよりも最終的な国庫負担は少ない措置である。
		要望の措置 の効果見込 み(手段とし ての有効性)	(内航) 本租税特別措置は、船舶を取得した際に投下した資金を早期に回収することが可能となるため、内航海運事業者の新造船の建造意欲を増進させることができる。この際、対象となる新造船について環境負荷低減に係る要件を付加することで、高い環境性能を有する内航環境低負荷船等への転換を促す効果が得られるため、一段の環境負荷低減を実現する政策目的の達成手段として有効である。 また、船舶特別償却制度は、昭和26年度の創設から60年以上経過し、その間、船舶の近代化等その時々の社会的要請を踏まえた観点から償却率等の要件の見直し等を行ってきているが、一貫して海運の安全かつ効率的な輸送サービスの確保並びに省エネ・低炭素化に資する船舶の導入促進を支援するとの普
			遍的な役割を有して今日に至っており、手段として有効である。
	相当性	当該要望項 目以外の税 制上の支援 措	(外航) ①特定の事業用資産の買換等の場合の課税の特例措置(租税特別措置法第 37 条~第 37 条の4、第 65 条の7~9、第 66 条の6) ②国際船舶の所有権の保存登記等に係る課税の特例措置(租税特別措置法第 82 条の2) ③国際船舶に係る固定資産税の課税標準の特例措置(地方税法第 349 条の3第5項、附則第 15 条第 10 項)
			(内航) ①特定の事業用資産の買換等の場合の課税の特例措置(租税特別措置法第37条、第65条の7、第68条の78) ②中小企業投資促進税制(租税特別措置法第10条の3、第42条の6、第68条の11) ③内航船舶に対する固定資産税の課税標準の特例(課税標準1/2の特例)(地方税法第349条の3第6項)
		予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	(内航) 船舶用省エネ設備の導入促進に係る補助(平成 29 年度概算要求:5,200 百万円の内数) 海上輸送機器の運航時における実燃費改善実証事業(平成 29 年度概算要求:6,250 百万円の内数)
		上記の予 算上の措 置等と要 望項目 との関係	(内航) 予算・税制一体となって、既存船対策、新造船対策を講ずる ことで、内航海運全体の省 CO2 化を促進する。

(外航) 本租税特別措置により生じるキャッシュフローを原資とし て、エネルギー効率が高く環境に優しい先進的な船舶の建造や 船隊の拡大のための投資がなされるという制度であり、政策目 的を実現するために有効な手段であるとともに、課税の繰延で あり、減税額相当額を補助金として交付するよりも国庫負担も 小さく、必要最小限の措置として妥当性を有する。 なお、国の補助金による支援措置は、WTOサービス貿易ー 般協定(内国民待遇※)に抵触するおそれがあることからも、 本租税特別措置による支援が妥当である。 ※他の加盟国のサービス提供者に対して、自国の同種のサービス提供者に与える 待遇よりも不利でない待遇を与えなければならない。 (内航) 本税制特例措置は課税の繰り延べであり、減税額相当額を補 助金として交付するよりも国庫負担は小さく、必要最小限の措 要望の措置 置として妥当性を有する。 の妥当性 また、予算上の措置による支援のみでは財政上の制約から対 象事業者や対象設備が限定され、内航海運全体の環境低負荷船 舶への投資促進効果が小さくなること、単年度の支援制度とな り、年度途中の様々な事情による船舶建造に機動的に対応でき ないことなどから政策目的に対する手段として十分とは言えな い。 −方、「航海支援システム」等は、近年製品化されたもので あり、省 CO2 効果に対する理解が定着しておらず、また、コス ト負担も大きいことから導入が十分に進んでいないため、別 途、国が予算上の措置を講じて設備導入に係る負担を軽減させ ることが有効である。 このため、「航海支援システム」等の設備導入に係る予算上 の支援措置と本税制特例措置を合わせて実施することが環境負 荷低減に資する船舶の普及促進という政策目的達成のため妥当 である。 (外航) 【適用実績】 れ (1)租税特別措置法第43条適用船舶 ま いでの租 (外航日本船舶) (金額の単位:百万円) 25 年 度 26 27 税 隻数 1 2 3 特別 (4) (4) (1) 減収額 185 477 512 措 租税特別 る置事の (904)(904)(232)措置の 特別償却実施額 792 2.039 2, 189 項適 (910)(3.546)(3.546)適用実績 用実績と効果に関連 ※事業者団体調査及び海事局調査に基づくもの。 ※( )については前回及び前々回時に見込んだ数値(拡充・ 縮減を含む) す (2)租税特別措置法第66条の6適用船舶

## (外航日本船舶以外の船舶)

(金額の単位:百万円) 25 26 27 年 度 44 46 28 隻数 (34)(34)(35)減収額 6. 783 9. 133 5.386 (6, 533)(6, 832)(6, 832)特別償却実施額 28, 987 39.030 23.019 (25, 620)(26, 792)(2, 6792)

- ※事業者団体調査及び海事局調査に基づくもの。
- ※( )については前回及び前々回時に見込んだ数値(拡充・縮減を含む)

# (内航)

## 【適用実績】

(金額の単位:百万円)

			· / / / / /
年 度	25	26	27
隻数	14	11	14
	(11)	(11)	(6)
減収額	957	809	1, 467
	(452)	(452)	(272)
特別償却実施額	3, 751	3, 171	6, 136
	(1, 773)	(1, 773)	(1, 065)

- ※ 海事局調査に基づく
- ※ ( )については前回及び前々回時に見込んだ数値(拡充・ 縮減を含む)

【前回要望時の減収見込額と実績との乖離】

(外航)

平成 25 年度から平成 27 年度における平均減収見込額について、要望時には 7,412 百万円と想定している一方、実際には 7,492 百万円となっており、減収見込額が想定外には乖離していない。

(内航)

特に大型船の建造が多く、当該船舶に本特例措置が活用されたことにより、想定よりも減収額が増加したもの。

租特透明化法に基づく

適用実態

調査結果

船舶の特別償却

① 条項:43、68の16

② 適用件数:38件

③ 適用額: 25,557,783 千円

租税特別措 置の適用に よる効果 (手段として の有効性)

(外航)

・環境負荷低減に係る直接効果は、以下の通りである。 日本商船隊からの CO2 排出量 (平成 16 年度比)

平成 27 年度: 11%削減

新造船によるNOx削減(平成22年度比) 平成27年度:22%以上の削減を達成

外航海運におけるに日本商船隊の輸送比率 10% 維持に寄与。

(内航)

・平成 27 年度の本税制特例措置による直接効果として、環境低

T	
	負荷船は 35 隻導入され、CO2 については 26,021 トン、NOX にあっては 2,207 トンがそれぞれ削減された。
前回要望時 の達成目標	(外航) ・国際海運のCO2、NO×の削減に向けた主導的貢献 CO2:平成28年度までに日本商船隊からのCO2排出量を 13%の削減を行う(平成16年度比) NO×:新造船について22%の削減を行う(平成22年度比) ・我が国の外航海運の発展を図るため、各国動向等の把握、当局間協議等の取り組み及び海上輸送の安全確保等の推進を通じて、国際競争力の強化を図り安定的な国際海上輸送を確保することとし、平成22年度時点における過去5年間の我が国商船隊の輸送比率である約10%を元に、引き続きその輸送比率を維持することを目標とする。
	(内航) ① 省エネ化、CO2・NO×排出削減 ・CO2:19%の削減を行う(平成16年度比) ・NOx:新造船について22%の削減を行う(平成22年度比) ② 環境低負荷船等の普及・促進 ・年間建造隻数に占める環境低負荷船等の隻数割合は32%以上(平成28年度時点)
前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい	<ul> <li>(外航)</li> <li>【平成27年度】</li> <li>・CO2削減:日本商船隊からのCO2排出量を11%削減(平成16年度比)。</li> <li>・NOx削減:新造船について目標値である22%以上の削減を達成(平成22年度比)。</li> <li>・輸送比率:我が国商船隊の輸送比率の目標値である約10%を達成。</li> <li>(内航)</li> </ul>
ない場合の 理 由	<ul> <li>① 省エネ化、CO2・NO×排出削減</li> <li>・平成27年度においては、対平成16年度比のCO2排出削減率は11%である。また、NOXについては対平成22年度比で22%削減の目標を達成している。</li> <li>② 環境低負荷船等の普及・促進</li> <li>・年間建造隻数に占める環境低負荷船等の隻数割合は35.7%(35隻)(平成27年度時点)となっており目標を達成している。</li> </ul>
	(外航) 平成 17 年度 縮減・延長(船舶を環境負荷低減型に限定、二重 構造タンカーの上乗せ(19/100、18/100)廃止、船 員訓練設備(6/100)を除外)
これまでの 要 望 経 緯	平成 19 年度 延長 (外航船舶について環境負荷低減設備等の要 件を追加)
	平成 21 年度 縮減・延長(トン数標準税制の適用を受ける法人 が取得等をする日本船舶以外の外航船舶に係る償 却割合を 16/100 (現行 18/100) に引き下げ)
	平成 23 年度 縮減・延長(経営の合理化に著しく資する外航船 <b>21-8</b>

	舶のうち日本船舶以外のものに係る償却割合を 16/100 (現会 19/100) に引き下げ)
_ , ,	16/100 (現行 18/100) に引き下げ)
平成 25 年度	縮減・延長(トン数標準税制の適用を受ける法人
	及びその子会社が取得等をする船舶を対象から除
	外、外航船舶について環境負荷低減設備等の要件
	を追加)
平成 27 年度	縮減・延長(対象から総トン数1万トン未満の外
	航船舶を除外、環境負荷低減要件の引き上げ、追
	加
(内航)	
平成 17 年度	縮減・延長(船舶を環境負荷低減型に限定、二重
	構造タンカーの上乗せ(19/100、18/100)廃止、
	船員訓練設備(6/100)を除外)
平成 19 年度	
平成 19 年度 平成 21 年度	
	延長
	延長 拡充・延長(スーパーエコシップ等の高度環境低
平成 21 年度	延長 拡充・延長 (スーパーエコシップ等の高度環境低 負荷船については 18%)
平成 21 年度	延長 拡充・延長(スーパーエコシップ等の高度環境低 負荷船については18%) 縮減・延長(推進効率改良型プロペラ設置必須化
平成 21 年度平成 23 年度	延長 拡充・延長(スーパーエコシップ等の高度環境低 負荷船については18%) 縮減・延長(推進効率改良型プロペラ設置必須化 等の設備要件見直し)
平成 21 年度平成 23 年度	延長 拡充・延長(スーパーエコシップ等の高度環境低 負荷船については 18%) 縮減・延長(推進効率改良型プロペラ設置必須化 等の設備要件見直し) 縮減・延長(サイドスラスター設置必須化等の設
平成 21 年度 平成 23 年度 平成 25 年度	延長 拡充・延長(スーパーエコシップ等の高度環境低 負荷船については 18%) 縮減・延長(推進効率改良型プロペラ設置必須化 等の設備要件見直し) 縮減・延長(サイドスラスター設置必須化等の設 備要件の見直し)